

江田島市乗合タクシー運行業務プロポーザル実施要項

1 目的

本要項は、令和2年度における乗合タクシー運行業務の受託業者を選定するために、必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 系統及び運行区域（路線）

系統名	運行の態様	運行区域（路線）
江田島北部朝夕便	路線定期運行	江田島北部地区（大須～切串～小用）
おれんじ号江田島北部線	区域運行	
おれんじ号沖美北部線		沖美・能美地区（美能～三吉～中町）
おれんじ号沖美南部線		沖美・能美地区（三吉～是長～中町）

(2) 委託期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(3) 運行内容・委託料等

別紙仕様書のとおり

3 応募資格

本プロポーザルにおける応募資格は、次のとおりです。

- (1) 中国運輸局から、一般乗合旅客自動車運送事業（応募する系統の運行の態様に係るもの）の経営許可を受けていること。又は、令和2年1月31日までに経営許可申請を行い、令和2年3月31日までに中国運輸局から経営許可を受けられる見込みがあること。

※市内事業者・市外事業者は問いませんが、「一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について」（改正 平成28年12月20日 中国運輸局公示第59号）に示されている営業所要件を満たしている（又は満たす見込みがある）ことが必要です。

○経営許可申請事案の審査基準について（中国運輸局 HP）

https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/jidousha/tab1_01.pdf

- (2) 団体又はその代表者が、次の者に該当しないこと。

ア地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）による再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者

ウ県税，市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

エ暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者

（定義）

第2条 この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不当行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

オ暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（法人の場合は，法人の非常勤役員を含む役員並びに支配人及び営業所の代表者を含み，その他の団体の場合は，団体の代表者・理事等法人の場合と同様の責任を有する者）

（定義）

第2条 同上

6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

カ成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権していない者

※エ及びオについては，提出された団体概要や役員名簿等に基づき，警察との連携により，必要な調査を行う場合があります。

4 応募方法

(1) 応募書類

【様式1】公募型プロポーザル参加申請書

【様式2】事業計画書

【3(1)関係書類】次のどちらかの書類を添付してください。

- ・一般乗合旅客自動車運送事業 経営許可書の写し（又は運行を証明できる書類）
- ・経営許可が受けられる見込みがあること理由書（任意様式）

(2) 提出部数

8部（申請書以外は複写可）

(3) 応募に関する質問

応募資格を満たす者で，実施要項や配布資料等について質問がある場合は，【様式3】質問票により，持参，ファックス又は電子メールのいずれかの方法で，市公共交通協議会事務局（企画部企画振興課内）宛てに提出してください。

○質問の提出期限 令和元年11月13日（水） 17時まで

○質問の回答 令和元年11月15日（金） 17時までに，市HP上に掲載します。

(4) 応募書類の提出期限

令和元年11月27日（水） 正午必着（郵送の場合は，当日消印有効）

(5) 提出方法

持参又は郵送

(6) 提出場所

江田島市公共交通協議会事務局（江田島市企画部企画振興課内）

(7) 留意事項

ア応募後、申請を取り下げる場合は、速やかに【様式4】取下書を提出してください（1部）。

イ必要に応じて、提出された書類を補足する他の書類等の提出を求めることがあります。

ウ応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

エ応募書類は理由の如何を問わず返却しません。また、応募に必要な経費は、全て応募者の負担とします。

オ全ての申請書類が揃っていない場合は、申請を受理しません。

5 評価基準及び審査方法

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 審査方法

応募者は、11月に予定する第2回プロポーザル審査委員会に出席し、応募内容に関するプレゼンを実施していただきます。

江田島市公共交通協議会において指名した審査委員が、応募書類及びプレゼンの内容について評価基準に照らし評価・採点を行った後、最も適当と認められる者を優先交渉者とし、次に評価の高い者を次点とします。

なお、採点の結果、基準点（50点満点中30点）を満たさなかった場合は、失格とします。

(3) 受託業者の決定

優先交渉者への業務委託について、江田島市公共交通協議会において協議を行い、本協議会の承認が得られた場合に、受託業者として決定します。

なお、本協議会において承認が得られなかった場合は、次点の者と協議を行います。

(4) 審査結果

受託業者が決定した後、審査結果を申請者へ通知します。

(5) 契約方法

受託業者と随意契約を行います。

(6) その他

ア応募者が1者の場合においても、上記審査を実施します。

イ応募者がいない場合は、昨年度までの実績がある業者と随意契約を行います。

ウ(3)なお書きにおいて、次点の者がいない場合は、(6)イと同様の取扱いとします。

6 実施スケジュールについて（予定）

(1) R1.11.8（金） 応募開始

(2) R1.11.8（金）～R1.11.13（水） 質問受付

(3) R1.11.27（水） 応募提出期限

(4) R1.12.5（木） 審査委員会の開催、優先交渉者の内定

(5) R1.12.19（木） 市公共交通協議会での審議（承認の上、決定）

(6) ～R2.1.31（金） 運行認可申請書の提出期限（新規参入の事業者の場合のみ）

7 問い合わせ先及び応募先

江田島市公共交通協議会事務局（江田島市企画部企画振興課内）

担当 古江・松本

〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原 505 番地

電話：0823-43-1630（直通） FAX：0823-57-4433（代表）

E-mail：kikaku@city.etajima.hiroshima.jp

(別紙)

○評価基準

評価項目		点数
評価基準		
1 運行体制の確保	①乗合タクシー運行に必要な乗務員をどのように確保するか。	15
	②予約や問合せなどをどのように受け付けるか(方法・体制など)。	
2 緊急時の対応	①運行する車両が故障等により使用できなくなった際、どのように対応するか。	10
	②天災等により運行できなくなった場合、どのように対応するか。	
3 サービスの向上	①利便性向上のためのアイデアはあるか。	25
	②利用者を確保・維持するために、どのようなことを行うか。	
	③利用者が気持ちよく利用できるための工夫はあるか。	
総合評価点		50

○評価方法

◆採点基準

1点	2点	3点	4点	5点
全くできていない	ほとんどできていない	どちらでもない	まあまあできている	よくできている

評価項目	配点		各委員が記載する具体的な得点の選択肢①	採点	得点 ①*倍率
	評価の視点	内訳			
1 運行体制の確保	①乗合タクシー運行に必要な乗務員をどのように確保するか。 ②予約や問合せなどをどのように受け付けるか(方法・体制など)。	15	10	1・2・3・4・5	①*2.0
			5	1・2・3・4・5	①*1.0
2 緊急時の対応	①運行する車両が故障等により使用できなくなった際、どのように対応するか。 ②天災等により運行できなくなった場合、どのように対応するか。	10	5	1・2・3・4・5	①*1.0
			5	1・2・3・4・5	①*1.0
3 サービスの向上	①利便性向上のためのアイデアはあるか。 ②利用者を確保・維持するために、どのようなことを行うか。 ③利用者が気持ちよく利用できるための工夫はあるか。	25	10	1・2・3・4・5	①*2.0
			10	1・2・3・4・5	①*2.0
			5	1・2・3・4・5	①*1.0

※ただし、基準点(30点)に満たない場合は、失格とする。